

家庭児童相談室専門職員の執務分析

子ども家庭福祉研究部	柏女霊峰 (淑徳大学)
愛知教育大学	新保幸男
子ども家庭福祉研究部	山本真実
嘱託研究者	尾木まり (進藤デザインオフィス)
研究企画・情報部	谷口和加子
嘱託研究員	林 茂男 (青山学院大学)
客員研究員	網野武博 (上智大学)

要約

家庭児童相談室の業務実態について把握するため、全国の家庭児童相談室のうち、管轄人口が10万人にもっとも近い家庭児童相談室について、各都道府県から都道府県設置及び市設置を各1か所、政令指定都市設置を各2か所、計111か所を選定し、当該家庭児童相談室の家庭相談員及び社会福祉主事各1名を対象として、相談件数調査及び1日の執務に関するタイムスタディ調査を実施した。

82名の家庭相談員、57名の社会福祉主事から回答があり、分析の結果、家庭児童相談室専門職員の執務実態が明らかになるとともに、相談種別によって相談援助の構造が異なっていることが明らかとなった。具体的には、(1)家庭相談員のケース業務は実労時間の約3分の2であるが、社会福祉主事のそれはわずか2割であること、(2)家庭相談員が主として相談面接を担当し、社会福祉主事は、制度的援助に関わる事項を主として担当しているなど役割分担がみられること、(3)家庭児童相談室における相談種別ごとの相談援助構造の相違(ケース業務に要する時間の長さ、社会福祉主事の参画の度合い、重視されるケース業務の種類)からみた相談類型として、養護・非行相談、不登校・ひきこもり相談、生活環境上の相談、障害相談、しつけ・子育て相談の5類型が挙げられること、さらに、これは、児童相談所の相談援助構造からみた相談類型とほぼ一致していることなどが明らかとなった。これらの結果は、家庭児童相談室が狭義の福祉行政を母体としていることに由来するものと推察され、家庭児童相談室を地域に開かれた第一義的な子育て相談機関・資源と位置づけるか、虐待等の狭義の児童福祉問題に対して地域において継続的な援助を行う地域型の機関として位置づけるか、その位置づけをめぐる検討が必要とされることが示唆された。

見出し語： 家庭児童相談室 家庭相談員 社会福祉主事 執務分析 相談援助構造

An analysis of the work done by professional workers in Family and Children's Guidance Rooms.

Reiho KASHIWAME, Yukio SHINBO, Mami YAMAMOTO, Mari OGI,
Wakako TANIGUCHI, Shigeo HAYASHI, Takehiro AMINO,

In order to clarify the work done in Family and Children's Guidance Rooms, a nationwide study was carried out with the participation of 111 rooms selected throughout Japan. A basic survey on the number of counseling cases and a time study were carried out on family counselors and social welfare officers from each Family and Children's Guidance Room. We received answers from 82 family counselors and 57 social welfare officers.

Analysis of the results showed the present circumstances of the counseling in the rooms and also showed that the structure of counseling depended on type of case.

As a result, it is necessary to reconsider the function of Family and Children's Guidance Rooms.

[Key Words]: Family and Children's Guidance Room, Family Counselor, Social Welfare Officer,
analysis of Office Works, structure of counseling

I. 研究目的

今後の子ども家庭福祉サービス供給システムのあり方検討に資するため、これまで十分な分析が行われていない家庭児童相談室について、昨年度、その運営実態調査を実施し、第1報告¹⁾を行った。

今年度は、第1報告に引き続き、家庭児童相談室の専門職員、すなわち家庭相談員及び家庭児童福祉を担当する社会福祉主事に対して執務分析を行うこととした。これにより、昨年度の運営実態調査も踏まえ、家庭児童相談室における専門職の役割や援助構造について分析し、子ども家庭福祉サービス供給システムのあり方検討の基礎とすることを目的とした。

II. 研究方法

A 研究の対象

昨年度の調査において調査対象とした全国の家庭児童相談室1,045か所（ランチを含む。）のうち、管轄人口が10万人にもっとも近い家庭児童相談室について、各都道府県から都道府県設置及び市設置を各1か所、政令指定都市設置を各2か所それぞれ選定し、調査対象家庭児童相談室とした。家庭児童相談室を設置していない都府や政令指定都市、市は調査対象から除外したため、調査対象家庭児童相談室は、都道府県設置が44か所、政令指定都市設置が22か所、市設置が45か所の計111か所であった。

B 研究の方法及び内容

上記111か所の家庭児童相談室に対し、『家庭児童相談室専門職員の執務分析調査』を以下のように実施した。

1. 調査の時期

調査の時期は、相談件数調査については平成10年11月の1か月間、対象者調査及びタイムスタディ調査については、平成10年11月16日(月)～20日(金)のうちの1日（それが無理な場合は、翌週のうちの平日の1日）について実施を依頼した。

2. 調査の具体的対象

調査の対象は、タイムスタディの対象となる「非常勤の家庭相談員」及び「家庭児童相談室担当の社会福祉主事」各1名とした。なお、「非常勤の家庭相談員」がない場合に限り、「常勤の家庭相談員」を対象者として

選定することとした。

3. 調査の方法

調査は、相談件数調査、対象者調査、タイムスタディ調査の3種からなり、以下のように実施した。

(1) 相談件数調査

相談件数調査は、本調査研究の基礎となる相談件数について、家庭児童相談室担当の社会福祉主事がフェース・シートに記入する方法により実施した。

(2) 対象者調査

この調査は、タイムスタディ調査の対象者の属性等について把握するためのものであり、家庭児童相談室担当の社会福祉主事に記入を依頼した。

(3) タイムスタディ調査

タイムスタディは、上記調査期間の1週間のうちのもっとも通常業務に近い1日について、対象職員ごとに登庁から退庁までの間の業務について、5分ごとにその業務の種類、相談の種類別にロー・シートに、調査対象者本人がチェックする方法により実施した。

4. 調査の内容

各家庭児童相談室に依頼した各調査の内容は、以下のとおりである（調査票等は、末尾の資料参照）。

(1) 相談件数調査

- ①平成9年度の相談内容別相談件数
- ②平成10年11月の相談内容別相談件数
- ③平成10年11月の相談内容別相談件数（本調査研究のために用意した相談分類に基づく相談件数）

(2) 対象者調査

- ①性別
- ②年齢
- ③現職の経験年数
- ④勤務形態、任用資格等

(3) タイムスタディ調査

①業務の種類

タイムスタディでチェックする業務の種類は、次の14項目とした。

<ケースに関する業務>

- A 相談・面接：関係者、関係機関に対する相談・面接、情報収集を含む
- B 電話1：電話相談、ケースに関する電話連絡
- C 出張1：ケースに関する出張
- D 協議1：ケースに関する協議、打合せ、話し合い
- E 立案・記録・読みとり1：ケースに関する業務の立案、文書記録、文書・資料・文献等の読みとり

<ケース以外に関する業務>

- F 電話2：電話1に挙げた業務以外の電話連絡
- G 出張2：出張1に挙げた業務以外の出張
- H 協議2：協議1に挙げた業務以外の協議
- I 立案・記録・読みとり2：立案・記録・読みとり1に挙げた業務以外
の立案、文書記録、文書・資料・文献等の読みとり
- J 整理・清掃・片づけ
- K 上記に入らない家庭児童相談室業務
- L 食事・休憩
- M 家庭児童相談室以外の業務

<その他>

- N その他（上記のいずれにも該当しないもの）

なお、上記の業務のうち<ケースに関する業務>（A～E）については、業務の種類ごとに次項の相談種別をあわせて記入することとした。

②相談の種類

- a 養護相談（bを除く）
- b 虐待・放任・放置に関する相談
- c 障害に関する相談
- d 非行に関する相談
- e 不登校・ひきこもりに関する相談
- f しつけ・教育等に関する相談
- g 子育てに関する相談（子育て不安・就労との両立等）
- h 経済的な問題など生活環境上の相談
- i その他

③記入方法

ローシートの時間欄に各業務ごとに5分単位でチェックを依頼した。また、5分以内に2種類以上の業務を行った場合は、主たる業務を記入することとした。

④集計方法

集計方法については、各家庭児童相談室から送付された家庭相談員、社会福祉主事それぞれのローシートを集計シートに転記し、入力する方法をとった。なお、業務の種類及び相談の種類等について不明瞭なものについては、電話等で確認を行った。また、ローシートにおいて、ケース業務に関わるもののうち1つの業務について2種類の相談種別が記述されていたものが散見されたが、これについては、便宜上、それぞれの相談種別について、各2分の1ずつ当該業務を行ったことにした。

Ⅲ 研究結果

調査の回答家庭児童相談室は96か所、そのうち有効回答数は83か所であり、有効回答率は74.8%であった。また、タイムスタディについては、家庭相談員が82名、家庭児童相談室担当の社会福祉主事が57名であった。設置主体別では、家庭相談員が都道府県35名、市34名、指定都市13名であり、社会福祉主事が都道府県29名、市19名、指定都市9名であった。なお、社会福祉主事については、該当者がいないとの回答がかなりあった。

1 家庭児童相談室における相談の状況～相談件数調査より～

(1)相談内容別相談件数について

平成9年度1年間の「相談内容別相談件数」について、「今回の調査対象全体」と「全家庭児童相談室」（平成9年度厚生省報告例による。）を比較すると、おおむね類似した傾向を示していた。しかし、「今回の調査対象」は「全家庭児童相談室」との比較（表1）において、「知能・言語」相談が少なく、「家族関係」相談が多かった。また、「平成9年度」1年間の相談件数の傾向と「平成10年11月」のそれとを比較（表2）すると、ほぼ同様の傾向を示していた。

各相談内容別に設置主体別特徴をみると（表2）、「都道府県設置の家庭児童相談室」（以下「都道府県」と表記する。）において相談件数の割合が高く「市設置の家庭児童相談室」（以下「市」と表記する。）及び「指定都市設置の家庭児童相談室」（以下「指定都市」と表記する。）において相談件数の割合が低い相談内容は「性格・生活習慣等」、「知能・言語」、「心身障害」であり、「市」及び「指定都市」の割合が高く「都道府県」の割合が低い相談内容は「登校拒否」、「学校生活等その他」、「非行」、「家族関係」であった。

(2)相談種別相談件数の特徴

「相談種別相談件数」を今回著者らが設定した相談種別の実件数でみると（表3）、全体では、「障害に関する相談」、「子育てに関する相談」、「生活環境上の相談」の順に割合が高かった。設置主体別にみると、「都道府県」では、「障害に関する相談」、「子育てに関する相談」、「しつけ・教育等に関する相談」の順で件数割合が高く、「市」では、「養護相談」、「生活環境上の相談」、「障害に関する相談」の順で件数割合が高かった。また、「指定都市」では、「障害に関する相

談」、「生活環境上の相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」の順で件数割合が高かった。

また、「相談種別相談件数」を延件数でみると(表4)、全体では、「障害に関する相談」、「養護相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」の順で件数割合が高かった。設置主体別にみると、「都道府県」では、「障害に関する相談」、「子育てに関する相談」、「養護相談」の順で高く、「市」では、「養護相談」、「生活環境上の相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」の順で高かった。また、「指定都市」では、「生活環境上の相談」、「虐待・放任・放置に関する相談」、「養護相談」の順で高かった。

「延件数」を「実件数」で割った値、つまり、個別具体的ケースに対し延べ何回の相談を受けたのかをみたのが表5である。この値が大きいほど、実相談1ケース当たりにより多くの相談を継続して行う必要があったことを示している。全体では、「虐待・放任・放置に関する相談」、「養護相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」の順で多かった。「虐待・放任・放置に関する相談」については、「都道府県」、「市」、「指定都市」の全てで第1位となっているが、「しつけ・教育等に関する相談」においては「市」が、「非行に関する相談」においては「指定都市」がそれぞれ相対的に上位にランクされていた。

2 タイムスタディ対象者の属性等～対象者調査より～

本調査において有効回答として扱った家庭相談員の人数は82人であり、また、社会福祉主事的人数は57人であった。設置主体別にみたタイムスタディ実施者の状況については、表6から表17に示すとおりであった。

なお、家庭相談員の任用資格について、昭和39年4月22日厚生省発児第92号別紙第6「職員の資格」の分類に基づいて調査したところ、「学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」が50.0%、次いで「前各号に準ずる者であって、家庭相談員として必要な学識経験を有する者」が41.5%であった(表11)。

3 家庭児童相談室専門職員の執務状況～タイムスタディ調査より～

(1) 家庭相談員の執務状況

表18は、家庭相談員の調査実施日の労働時間を示している。これによると、タイムスタディ実施日の労働時間は全体で8.0時間であり、この8.0時間から「食事・休

憩」の時間を差し引いた「実労働時間」(7.1時間)に占める「ケース業務」の割合は65.6%であった。ここでいう「ケース業務」とは、本調査研究のために用いた操作概念であり、「ケースに関する業務」を指す。具体的には、前述の業務の種類として示した14の業務のうち、「A. 相談・面接」、「B. 電話1」「C. 出張1」「D. 協議1」「E. 立案・記録・読みとり1」の5つの業務である。

次に「実労働時間」における業務の種類別割合をみたのが表19である。もっとも長いのが、「A. 相談・面接」で「実労働時間」の22.0%、次いで「E. 立案・記録・読みとり1」の19.6%と続くが、第3位は「M. 家庭児童相談室以外の業務」の9.0%であった。設置主体別にみると、「市」において「M. 家庭児童相談室以外の業務」の割合が12.7%と高かった。また、「都道府県」において「C. 出張1」の割合が、「指定都市」において「B. 電話1」の割合がそれぞれ高く、「D. 協議1」に関しては、「指定都市」でもっとも高くなっていた。

また、業務の種類と時間帯との関係については表20及び表21に、各業務がケース業務時間に占める割合の分布は、表22から表27に示すとおりであった。

(2) 社会福祉主事の執務状況

表28は、社会福祉主事の調査実施日の労働時間を示している。これによると、タイムスタディ実施日の労働時間は全体で9.1時間であり、これから「食事・休憩」の時間を差し引いた「実労働時間」に占める「ケース業務」の割合は19.2%(表28)であり、家庭相談員の3分の1以下であった。なかでも「市」においては11.9%(表28)ともっとも低く、家庭相談員の6分の1程度であった。

次に、「実労働時間」における業務の種類別割合をみたものが表29である。もっとも長いのが「家庭児童相談室以外の業務」の52.6%であり、家庭児童相談室以外の業務に「実労働時間」の半分以上が割かれていた。「ケース業務」に限定すると、「E. 立案・記録・読みとり1」(5.4%)、「D. 協議1」(4.8%)の順であった。なお、表30及び表31は時間帯別にみた業務内容である。

(3) 設置主体別にみた相談種別ケース業務時間の割合

どのような内容の相談にケース業務時間がさかれているのかをみたのが、表32である。これによると、全体では、「障害に関する相談」(18.0%)、「不登校・ひき

こもりに関する相談」(15.6%)、「虐待・放任・放置に関する相談」(15.2%)、「生活環境上の相談」(11.3%)、「養護相談」(10.3%)の順にケース業務時間が使われていた。

設置主体別にみると、「都道府県」では、「障害に関する相談」(25.8%)に、「不登校・ひきこもりに関する相談」(12.1%)の2倍以上の時間を割いていた。「市」では、「虐待・放任・放置に関する相談」(19.7%)と「不登校・ひきこもりに関する相談」(19.5%)が上位で拮抗し、「生活環境上の相談」(11.9%)、「子育てに関する相談」(10.7%)、「非行に関する相談」(10.2%)が次のグループとして続いていた。「指定都市」では、「養護相談」(19.9%)、「虐待・放任・放置に関する相談」(17.6%)、「不登校・ひきこもりに関する相談」(17.5%)の3種類が上位で拮抗し、「障害に関する相談」(13.9%)、「生活環境上の相談」(13.5%)が次のグループとして続いていた。

(4) 職種別にみたケース業務時間の割合

各々の相談種別について、「ケース時間」全体のどの程度の割合が費やされているのかをみたのが表33である。これによると、全体では、「家庭相談員」がより多くの時間を割いているのは、「障害に関する相談」(18.9%)及び「不登校・ひきこもりに関する相談」(18.8%)が上位で拮抗し、「虐待・放任・放置に関する相談」(14.0%)が続いていた。一方、「社会福祉主事」がより多くの時間を割いているのは、「生活環境上の相談」(26.0%)、「虐待・放任・放置に関する相談」(20.1%)、「障害に関する相談」(14.8%)の順であった。

「家庭相談員」が長い時間を割いている相談種別を設置主体別にみると、「都道府県」においては「障害に関する相談」(28.6%)、「市」においては「不登校・ひきこもりに関する相談」(22.9%)であり、「指定都市」においては「不登校・ひきこもりに関する相談」(20.4%)、「虐待・放任・放置に関する相談」(18.9%)、「養護相談」(18.6%)の3相談種別が上位であった。

「社会福祉主事」が長い時間を割いている相談種別を設置主体別にみると、「都道府県」においては「生活環境上の相談」(30.0%)、「市」においては「虐待・放任・放置に関する相談」(32.4%)であり、「指定都市」においては、「生活環境上の相談」(30.3%)と「養護相談」(27.7%)とが上位で拮抗していた。

(5) 家庭相談員の相談種別業務ウエイト

相談種別ごとにどのような業務に時間を割いているのかをみたのが、表34である。これによると、全体で「相談・面接」の割合がもっとも高い相談種別は「しつけ・教育等に関する相談」(43.4%)、「養護相談」(38.7%)、「不登校・ひきこもりに関する相談」(38.6%)、「子育てに関する相談」(37.7%)であり、「相談・面接」の割合がもっとも高い業務ではない相談種別は「虐待・放任・放置に関する相談」、「障害に関する相談」、「非行に関する相談」、「生活環境上の相談」であり、それぞれの序列は、「虐待・放任・放置に関する相談」が「立案・記録・読みとり1」(31.2%)、「協議1」(24.7%)、「相談・面接1」(24.2%)の順、「障害に関する相談」が「立案・記録・読みとり1」(33.7%)、「相談・面接」(32.0%)、「出張1」(17.0%)の順、「非行に関する相談」が「立案・記録・読みとり1」(33.7%)、「相談・面接」(31.6%)、「協議1」(16.0%)の順、「生活環境上の相談」が「立案・記録・読みとり1」(30.7%)、「電話1」(30.4%)、「相談・面接」(23.0%)の順であった。設置主体別にみても、ほぼ同様の傾向がうかがわれた。

(6) ケースに関する業務時間の内訳

各家庭児童相談室で、相談種別ごとにどのくらいの時間が割かれているのかを整理したものが、表35である。当該相談種別ごとに「ケースに関する業務時間」を1か月(調査月の平日は19日間)という期間を設定して推計した時間が表35の(Z)であり、この(Z)は相談種別ごとにみた1か月間の業務時間推計である。「障害に関する相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」、「虐待・放任・放置に関する相談」、「生活環境上の相談」の順に長くなっている。

次に(Z/X)は、相談実件数1件当たりの「ケースに関する業務時間」である。継続となるケースを含め、1ケースへの対応に何時間かかったのかを把握するために算出したデータである。これによると、相談実件数1件当たりの「ケースに関する業務時間」は「虐待・放任・放置に関する相談」が9.8時間ともっとも長く、以下、「非行に関する相談」(7.4時間)、「不登校・ひきこもりに関する相談」(6.4時間)と続いている。

一方、(Z/Y)は相談延件数1件当たりの「ケースに関する業務時間」である。1回あたりの対応に何時間かかっているのかを把握するために算出したデータである。これによると、1回当たりもっとも時間を要するの

は「非行に関する相談」(3.0時間)であり、「虐待・放任・放置に関する相談」(2.4時間)、「障害に関する相談」(2.2時間)、「不登校・ひきこもりに関する相談」(2.2時間)と続いている。

(7)「家庭相談員」と「社会福祉主事」の関わる時間の比率

相談種別ごとに「家庭相談員」と「社会福祉主事」が関わる時間を推計したものが、表37である。これによると、「家庭相談員」が関わる比率が多い「相談種別」は「不登校・ひきこもりに関する相談」(95.3%)、「子育てに関する相談」(87.1%)、「しつけ・教育等に関する相談」(86.5%)であり、「社会福祉主事」が関わる比率が相対的に高いのは「生活環境上の相談」(47.6%)、「その他」(36.0%)、「虐待・放任・放置に関する相談」(27.6%)、「非行に関する相談」(20.3%)の順となった。

IV 考察

以上、家庭児童相談室の業務について、専門職員の業務実態、相談への関わり方等についてタイムスタディという調査方法を用いて分析してきたが、最後に、これらの分析結果について考察を加えることとする。なお、これまでみてきたとおり、家庭児童相談室の業務は設置主体により異なった傾向をみせているが、ここでは、全体の傾向を中心として述べていくこととする。また、今回の調査対象家庭児童相談室は管轄人口が10万人にもっとも近い家庭児童相談室であり、比較的大規模の家庭児童相談室であるが、前述したとおり、相談内容別相談件数においては全国との比較において大きな違いはみられなかったため、ほぼ、全国の家庭児童相談室の状況を反映する結果であるとみることができよう。

1 相談の実態

(1)受け付ける相談の種類と家庭児童相談室の位置づけ

本調査においては、家庭児童相談室が受け付けている相談の種別について独自の分類を行った。これは、厚生省報告例による現行の家庭児童相談室における分類では相談種別の実態をとらえにくいこと、延件数のみの把握であること、児童相談所との比較を考慮したことなどの理由による。このため、調査対象期間である平成10年11月中のみの相談について、実件数及び延件数を、本研究において独自に作成した相談種別に基づいて計上していただくことを依頼した。

この結果、設置主体別に違いはあるものの全体では、障害相談及び虐待を含む養護相談、しつけを含む子育て上の相談がそれぞれほぼ2割ずつで、不登校・ひきこもり相談と生活環境上の相談、その他の相談がほぼ1割強、非行相談が4%という状況であった。

家庭児童相談室はその多くが福祉事務所内に設置されており、広く家庭児童の相談に対応することを役割とする機関である。したがって、子育てやしつけに関する相談とともに、養護問題や生活問題などの狭義の福祉問題にもその比重が置かれているとみるべきであろう。地域に密着した他の相談機関としては、地域子育て支援センター、市町村保健センター、教育相談所、少年補導センター等それぞれ専門領域をもつ多くの相談資源があるが、家庭児童相談室は、全体を網羅しつつも福祉問題に比重が置かれるなど、実態として相談の住みわけが行われていると考えられる。

(2)相談種別と援助回数

しかしながら、実件数と延件数とを比較してみると、すべての相談に対して均等に比重がかけられているわけではない。調査結果によれば、虐待を含む養護相談にもっとも多く援助が行われ、反対に、障害相談やその他の相談は、比較的少ない回数で対応がなされている。このことは、前述した家庭児童相談室の相談特徴が現れたものであるといえる。すなわち、虐待を含む養護相談は親へのアプローチを必要とする家庭児童相談室固有の相談として意識され、障害相談などそれ以外の相談は子どもへの専門的アプローチを必要とし、場合によって他の機関に対応を委ねていることが考えられる。なお、相談種別ごとに援助業務に費やす時間の比較については後述する(4 相談種別とケース業務の種類)。

2 専門職員の執務実態

(1)ケース業務の実態

これらの相談に対応する家庭児童相談室の相談体制は、決して十分とはいえない。著者ら²⁾の家庭児童相談室の運営実態調査によれば、標準的な家庭児童相談室は、家庭児童福祉担当ないしは福祉5法担当社会福祉主事1名と1～2名の非常勤家庭相談員で構成されているに過ぎない。さらに、今回のタイムスタディによれば、家庭相談員のケース業務時間は実労働時間の3分の2であり、さらにそのなかの相談・面接にかかる時間はその3分の1という状況である。社会福祉主事に至ってはケース業務時間自体が実労働時間のわずかに2割という状況であり、家庭児童相談室以外の業務が過半を占めてい

る。

著者ら³⁾は先に今回とほぼ同様の手法で児童相談所専門職員のタイムスタディ分析を実施しているが、これによると、児童福祉司や心理判定員等の管理職を除く全専門職種において、ケース業務時間が8割前後という状況であった。これに比べるとケースに関わる時間は相対的に少ないといえ、他の業務が相談業務を圧迫していることがみてとれる。

(2) ケース業務の流れ

家庭相談員におけるケース業務の1日の平均的な流れを把握できたのは、本研究の一つの成果と考えられる。その結果をみると、9時台にまずケースに関する「立案・記録・読みとり」を行った後、10時台から11時台にかけて「相談・面接」を行い、12時台の「食事・休憩」を挟んで、13時台から15時台にかけて再び主として「相談・面接」を行っている。そして、16時台に再び「立案・記録・読みとり1」を行っている状況が浮かび上がる。さらに、9時台においてはケースに関する「協議」が、また、16時台においてはケースに関わらない「立案・記録・読みとり」も比較的多くみられている。

つまり、登庁後ケース以外の業務や面接の準備をした後、午前中に一度相談・面接を行い、午後、再び相談・面接を行った後、その記録やケース以外の業務に従事している様子が見えてくる結果である。しかし、全体的にケース業務の割合の分布は広く分散しており、調査実施当日における業務内容により、かなりの幅が生じていると思われる。

3 家庭相談員と社会福祉主事の役割分担

では、家庭児童相談室における家庭相談員と社会福祉主事とのケース業務における役割分担は、どのようになっているのだろうか。

ケース業務において社会福祉主事が比較的多くの時間を割いている相談種別は、生活環境上の相談、虐待・放任・放置に関する相談、障害に関する相談であり、この3種別が突出している。これに対し、家庭相談員は、これらのほか、養護、不登校・ひきこもり、子育て上の相談にも時間を割いている。しかし、生活環境上の相談については、他の種別に比し費やしている時間は少ない。社会福祉主事が多くの時間を割いている相談種別は比較的行政サービスの適用が考慮される種別であり、社会福祉主事が、いわゆる臨床的な相談面接というよりは、制度適用のためのケース業務に主として従事していることが推定される。

著者ら⁴⁾が前年度に実施した家庭児童相談室の運営実態調査において、社会福祉主事の役割として「主として行政事務に関わる事項」と回答した者の割合が7割を占めていたという結果も、この推定を傍証していると考えられる。

すなわち、家庭児童相談室においては、家庭相談員が主として相談援助業務を担当し、社会福祉主事はそれを制度面からサポートしたり、自ら制度適用を必要とする相談援助業務を担当しているということがいえるであろう。

4 相談種別とケース業務の種類

次に、相談の種類別に、ケース業務の特徴はみられるのであろうか。先に、相談の種類によって、援助の延回数が異なっていること、専門職員の役割分担がみられることなどを指摘してきた。表34にみるとおり、全相談種別において「相談・面接」と「立案・記録・読みとり」の業務が大きな時間割合を占めているが、なかでも、「しつけ・教育等に関する相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」、「子育てに関する相談」といった育成系の相談において「相談・面接」の割合が高く、また、「虐待・放任・放置に関する相談」、「非行に関する相談」、「生活環境上の相談」といった狭義の福祉系の相談においてケースに関わる「協議」の時間が長くなっていることをみてとることができる。特に「虐待・放任・放置に関する相談」における「協議」の時間割合が突出しており、この問題への対応の困難さを示している。

また、ケースに関する電話の時間割合にも格差があり、総じて、相談の種類によって援助構造に違いがあることが示唆される結果となっている。これらの結果が何に基づいてもたらされるのかについては、さらに詳細な考察が必要である。

5 家庭児童相談室における相談援助構造と相談の類型化

先にみたとおり、実相談1件に要するケース業務時間は、相談の種類により大きく異なっていることが明らかとなった。すなわち、「虐待・放任・放置に関する相談」がもっとも時間を要し、次いで「非行に関する相談」、「不登校・ひきこもりに関する相談」が続き、後はほぼ一定という状況である。

また、相談種別により、家庭相談員並びに社会福祉主事の対応の仕方にずれがあることも明らかとなった。すなわち、生活環境上の相談については社会福祉主事が家

庭相談員とともに中心的な役割を果たし、虐待や非行相談に対しても比較的参画している。しかしながら、その他の相談種別においては、家庭相談員が中心的な役割を果たしている。さらに、ケース業務の種類も相談種別によって異なっていることが明らかとなった。つまり、相談の種別によって、家庭児童相談室における相談援助構造が異なっているということがいえるのである。

柏女⁵⁾は、児童相談所における専門職員のタイムスタディ調査を通じて、専門職の関わり、相談援助構造の相違をもとに児童相談を①養護・非行相談（長時間、ソーシャルワーカー型）、②不登校相談（長時間、心理職型）、③障害相談（短時間、判定型）、④しつけ等相談（短時間、助言型）の4類型に分類し、こうした構造を理解したうえで相談体制のあり方検討を行うべきことを提言している。

これにならい、家庭児童相談室における専門職員の関わり及び相談援助構造の違いに着目して相談の大まかな類型化を行うと、以下の類型を提示することができる。すなわち、①養護（虐待）・非行相談（長時間、社会福祉主事参画型、協議型）、②不登校・ひきこもり相談（長時間、相談員型、面接型）、③生活環境上の相談（短時間、社会福祉主事主導型、協議型）、④障害相談（短時間、社会福祉主事参画型、出張型）、⑤しつけ・子育て相談（短時間、相談員型、面接型）の5類型である。

6 家庭児童相談室及び児童家庭相談システム構築上の課題

以上の類型は、児童相談所における相談援助構造から導き出された類型とはほぼ一致している。このことは、児童相談所と家庭児童相談室は、専門職員の構成や役割、設置基準等が異なるにしても、同種の相談種別に対しては近似する援助スタイルをもっていることを示している。これは、両者ともが福祉に関する相談援助機関であり、また、家庭児童相談室が福祉事務所という福祉行政機関に設置され、さらに、児童相談所を補完する役割を担っていることからすれば当然のことであるかもしれない。しかしながら、家庭児童相談室を地域に密着し、地域に開かれた第一義的な相談機関として位置づけるためには、その特徴はまた、家庭児童相談室が抱える大きな課題であり、かつ、限界でもあると考えることもできる。

家庭児童相談室のケース業務は、1～2名の少ない人数で、かつ、「非常勤」の家庭相談員を中心とせざるを得ない状況のなかで行われている。しかも、ケースに関

する業務は、少ない家庭相談員の業務時間のそのまた3分の2に過ぎないことも明らかとなった。前研究において指摘したように、現在の家庭児童相談室は多くの課題を抱えているが、今回の調査は、家庭児童相談室の業務が、狭義の福祉問題への対応に、ただでさえ少ないケース業務時間のうちの多くを割かざるを得ない状況にあることを示している。

家庭児童相談室が、その設置目的である「家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等児童家庭福祉の向上を図る」（昭和39年4月22日付児発第360号厚生省児童家庭局長通知）機関として真にその役割を發揮するためには、その設置形態のあり方を検討し、かつ、大幅な人的充実を考慮しなければならない。さらに、望ましい相談援助システム構築のためには、現在の家庭児童相談室の相談援助構造を踏まえ、家庭児童相談室の現実に立脚した役割の特定化も検討される必要がある。すなわち、家庭児童相談室を地域に開かれた子育て相談機関・資源として位置づけるか、虐待等養護性を基盤とする児童福祉問題に対して、地域において継続的な援助を行う機関として位置づけるか、その位置づけをめぐる検討が求められる。

結語

本研究は、家庭児童相談室の業務実態について、家庭児童相談室専門職員の執務分析を通じて把握することを目的として実施したものである。前年度研究における家庭児童相談室の運営分析とあわせ、家庭児童相談室の運営・業務実態を浮かび上がらせることができた。著者らは、これまで児童相談所、家庭児童相談室について業務実態の把握に努めてきたが、最終的な目的は、効果的な児童家庭相談援助システムの構築についての検討素材を提供することにある。そのためには、個々の相談機関について詳細な実態把握が前提となる。次年度は、家庭児童相談室に引き続き、子育て上の相談援助活動を幅広く展開しつつある地域子育て支援センターの運営実態について把握することとしている。

最後に、多忙な業務のなかにあつて、負担の大きい煩雑な調査に真摯にご協力いただいた家庭相談員及び社会福祉主事の方々に深く感謝申し上げますとともに、本研究が、家庭児童相談の一層の向上に役立つ資料となることを心から願っている。

〔註〕

1) 柏女靈峰ほか 「家庭児童相談室の運営分析～家庭児

童相談室の運営に関する実態調査結果報告～』 『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998

- 2) 柏女霊峰ほか 前掲書1) 日本子ども家庭総合研究所 1998 p. 42
- 3) 柏女霊峰ほか 「児童相談所専門職員の執務分析」 『日本総合愛育研究所紀要』第33集 日本子ども家庭総合研究所 1997 p. 179
- 4) 柏女霊峰ほか 前掲書1) 日本子ども家庭総合研究所 1998 p. 38
- 5) 柏女霊峰 「児童相談所の運営・執務の実態と課題」 柏女霊峰『児童福祉改革と実施体制』 ミネルヴァ書房 1997 p. 223

[参考文献] (順不同)

- 1) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・網野武博・林茂男・新保幸男 「家庭児童相談室の運営分析～家庭児童相談室の運営に関する実態調査結果報告～」 『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998
- 2) 柏女霊峰・中谷茂一・林茂男・網野武博 「児童相談所の運営分析」 『日本総合愛育研究所紀要』第32集 日本子ども家庭総合研究所 1996
- 3) 柏女霊峰・中谷茂一・網野武博・林茂男 「児童相談所専門職員の執務分析」 『日本総合愛育研究所紀要』第33集 日本子ども家庭総合研究所 1997
- 4) 柏女霊峰・山本真実・網野武博・林茂男 『児童福祉法の改正をめぐる～次なる改正に向けての試案～』 日本子ども家庭総合研究所 1997
- 5) 柏女霊峰 『児童福祉改革と実施体制』 ミネルヴァ書房 1997
- 6) 厚生省大臣官房統計情報部編 『平成9年度社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』 厚生統計協会 1999
- 7) 厚生省大臣官房統計情報部 『厚生省報告例記入要領及び審査要領(社会福祉関係)』平成8～10年度分
- 8) 柏女霊峰・山縣文治編 『新しい子ども家庭福祉』 ミネルヴァ書房 1998
- 9) 柏女霊峰編 『別冊発達23 改正児童福祉法のすべて～児童福祉法改正資料集～』 ミネルヴァ書房 1998

表1 設置主体別平成9年度の相談内容別相談件数

	全 体		都道府県		市		指定都市		全家庭児童相談室*	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 性格・生活習慣等	7096	13.9	4212	19.3	2242	11.4	642	6.8	83761	12.0
2. 知能・言語	4149	8.1	2539	11.6	1233	6.3	377	4.0	105868	15.1
3. 人間関係	1882	3.7	838	3.8	585	3.0	459	4.8	20761	3.0
4. 登校拒否	4462	8.7	1581	7.2	1890	9.6	991	10.4	75592	10.8
5. 学校生活等その他	2596	5.1	998	4.6	1250	6.3	348	3.7	37562	5.4
6. 非行	1252	2.5	247	1.1	556	2.8	449	4.7	21272	3.0
7. 家族関係	9094	17.8	3135	14.3	3818	19.4	2141	22.6	86097	12.3
8. 環境福祉	10794	21.1	3397	15.5	4647	23.6	2750	29.0	123128	17.6
9. 心身障害	5549	10.9	3291	15.1	1620	8.2	638	6.7	86304	12.3
10. その他	4171	8.2	1627	7.4	1855	9.4	689	7.3	59860	8.5
11. 合 計	51045	100.0	21865	100.0	19696	100.0	9484	100.0	700205	100.0

*平成9年度厚生省報告例による

表2 設置主体別平成10年11月の相談内容別相談件数

	全 体		都道府県		市		指定都市	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 性格・生活習慣等	620	12.7	379	20.1	171	9.8	70	5.6
2. 知能・言語	376	7.7	230	12.2	116	6.7	30	2.4
3. 人間関係	166	3.4	53	2.8	39	2.2	74	6.0
4. 登校拒否	480	9.9	141	7.5	194	11.1	145	11.7
5. 学校生活等その他	263	5.4	87	4.6	112	6.4	64	5.2
6. 非行	122	2.5	25	1.3	59	3.4	38	3.1
7. 家族関係	940	19.3	302	16.0	376	21.6	262	21.1
8. 環境福祉	1051	21.6	269	14.3	392	22.5	390	31.5
9. 心身障害	503	10.3	309	16.4	113	6.5	81	6.5
10. その他	342	7.0	88	4.7	168	9.7	86	6.9
11. 合 計	4863	100.0	1883	100.0	1740	100.0	1240	100.0

表3 設置主体別平成10年11月の相談種別相談件数(実件数)

	全 体		都道府県		市		指定都市	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
a. 養護相談	233	11.7	61	7.1	122	17.0	50	12.1
b. 虐待・放任・放置	139	7.0	43	5.0	50	7.0	46	11.1
c. 障害に関する相談	422	21.2	258	29.9	88	12.2	76	18.4
d. 非行に関する相談	77	3.9	23	2.7	39	5.4	15	3.6
e. 不登校・ひきこもり	218	10.9	83	9.6	79	11.0	56	13.5
f. しつけ・教育等	216	10.8	124	14.4	61	8.5	31	7.5
g. 子育てに関する相談	263	13.2	154	17.9	72	10.0	37	8.9
h. 生活環境上の相談	238	11.9	72	8.4	95	13.2	71	17.1
i. その他	189	9.5	44	5.1	113	15.7	32	7.7
合 計	1995	100.0	862	100.0	719	100.0	414	100.0

表4 設置主体別平成10年11月の相談種別相談件数(延件数)

	全 体		都道府県		市		指定都市	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
a. 養護相談	710	14.6	252	13.4	282	16.2	176	14.2
b. 虐待・放任・放置	558	11.5	176	9.3	166	9.5	216	17.4
c. 障害に関する相談	727	14.9	444	23.6	171	9.8	112	9.0
d. 非行に関する相談	188	3.9	33	1.8	91	5.2	64	5.2
e. 不登校・ひきこもり	620	12.7	219	11.6	246	14.1	155	12.5
f. しつけ・教育等	534	11.0	231	12.3	199	11.4	104	8.4
g. 子育てに関する相談	598	12.3	315	16.7	172	9.9	111	9.0
h. 生活環境上の相談	602	12.4	130	6.9	247	14.2	225	18.1
i. その他	326	6.7	83	4.4	166	9.5	77	6.2
合 計	4863	100.0	1883	100.0	1740	100.0	1240	100.0

柏女他：家庭児童相談室専門職員の執務分析

表5 設置主体別平成10年11月の相談種別相談案件数1件あたりの相談回数

	全体	都道府県	市	指定都市
a. 養護相談	3.0	4.1	2.3	3.5
b. 虐待・放任・放置	4.0	4.1	3.3	4.7
c. 障害に関する相談	1.7	1.7	1.9	1.5
d. 非行に関する相談	2.4	1.4	2.3	4.3
e. 不登校・ひきこもり	2.8	2.6	3.1	2.8
f. しつけ・教育等	2.5	1.9	3.3	3.4
g. 子育てに関する相談	2.3	2.0	2.4	3.0
h. 生活環境上の相談	2.5	1.8	2.6	3.2
i. その他	1.7	1.9	1.5	2.4
合計	2.4	2.2	2.4	3.0

表6 設置主体別タイムスタディ実施者数

	全体		家庭相談員		社会福祉主事	
	力所	%	人	%	人	%
全体	83	100.0	82	100.0	57	100.0
都道府県	35	42.2	35	42.7	29	50.9
市	34	41.0	34	41.5	19	33.3
指定都市	14	16.9	13	15.9	9	15.8

表7 設置主体別家庭相談員の性別

	全体		男性		女性		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	31	37.8	50	61.0	1	1.2
都道府県	35	100.0	15	42.9	20	57.1	0	0.0
市	34	100.0	14	41.2	19	55.9	1	2.9
指定都市	13	100.0	2	15.4	11	84.6	0	0.0

表8 設置主体別家庭相談員の年齢

	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	0	0.0	1	1.2	16	19.5	17	20.7	44	53.7	2	2.4	2	2.4
都道府県	35	100.0	0	0.0	1	2.9	10	28.6	5	14.3	19	54.3	0	0.0	0	0.0
市	34	100.0	0	0.0	0	0.0	3	8.8	6	17.6	21	61.8	2	5.9	2	5.9
指定都市	13	100.0	0	0.0	0	0.0	3	23.1	6	46.2	4	30.8	0	0.0	0	0.0

表9 設置主体別家庭相談員の経験年数

	全体		5年未満		5～9年		10～14年		15～19年		20～24年		25年以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	53	64.6	14	17.1	10	12.2	2	2.4	2	2.4	1	1.2
都道府県	35	100.0	21	60.0	7	20.0	5	14.3	0	0.0	1	2.9	1	2.9
市	34	100.0	26	76.5	2	5.9	4	11.8	1	2.9	1	2.9	0	0.0
指定都市	13	100.0	6	46.2	5	38.5	1	7.7	1	7.7	0	0.0	0	0.0

表10 設置主体別家庭相談員の勤務形態

	全体		常勤		他職との兼務		非常勤		その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	9	11.0	1	1.2	71	86.6	1	1.2
都道府県	35	100.0	3	8.6	0	0.0	32	91.4	0	0.0
市	34	100.0	5	14.7	1	2.9	27	79.4	1	2.9
指定都市	13	100.0	1	7.7	0	0.0	12	92.3	0	0.0

表11 設置主体別家庭相談員の任用の資格

	全体		専門課程を履修		医師		児童福祉事業従事者		左の3項目に準ずる		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	41	50.0	0	0.0	3	3.7	34	41.5	5	6.1
都道府県	35	100.0	14	40.0	0	0.0	3	8.6	17	48.6	1	2.9
市	34	100.0	16	47.1	0	0.0	0	0.0	16	47.1	2	5.9
指定都市	13	100.0	11	84.6	0	0.0	0	0.0	1	7.7	2	15.4

表12 設置主体別家庭相談員が有する資格(MA)

	全体		教諭		保母		社会福祉士		臨床心理士		社会福祉主事		主任児童委員		その他		特になし		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	53	64.6	14	17.1	2	2.4	1	1.2	15	18.3	3	3.7	6	7.3	12	14.6	1	1.2
都道府県	35	100.0	25	71.4	6	17.1	0	0.0	0	0.0	6	17.1	3	8.6	3	8.6	4	11.4	0	0.0
市	34	100.0	20	58.8	4	11.8	2	5.9	0	0.0	3	8.8	0	0.0	2	5.9	7	20.6	1	2.9
指定都市	13	100.0	8	61.5	4	30.8	0	0.0	1	7.7	6	46.2	0	0.0	1	7.7	1	7.7	0	0.0

表13 年齢別家庭相談員が有する資格(MA)

	全体		教諭		保育		社会福祉士		臨床心理士		社会福祉主事		主任児童委員		その他		特になし		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	82	100.0	53	64.6	14	17.1	2	2.4	1	1.2	15	18.3	3	3.7	6	7.3	12	14.6	0	0.0
30歳代	1	100.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40歳代	16	100.0	9	56.3	7	43.8	1	6.3	0	0.0	5	31.3	3	18.8	2	12.5	1	6.3	0	0.0
50歳代	17	100.0	7	41.2	3	17.6	0	0.0	1	5.9	5	29.4	0	0.0	1	5.9	5	29.4	0	0.0
60歳代	44	100.0	34	77.3	3	6.8	1	2.3	0	0.0	4	9.1	0	0.0	3	6.8	6	13.6	0	0.0
70歳以上	2	100.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
N.A.	2	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表14 設置主体別社会福祉主事の性別

	全体		男性		女性		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	57	100.0	33	57.9	23	40.4	1	1.8
都道府県	29	100.0	17	58.6	11	37.9	1	3.4
市	19	100.0	11	57.9	8	42.1	0	0.0
指定都市	9	100.0	5	55.6	4	44.4	0	0.0

表15 設置主体別社会福祉主事の年齢

	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	57	100.0	9	15.8	12	21.1	24	42.1	10	17.5	1	1.8	0	0.0	1	1.8
都道府県	29	100.0	5	17.2	7	24.1	8	27.6	7	24.1	1	3.4	0	0.0	1	3.4
市	19	100.0	2	10.5	4	21.1	11	57.9	2	10.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
指定都市	9	100.0	2	22.2	1	11.1	5	55.6	1	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表16 設置主体別社会福祉主事の経験年数

	全体		5年未満		5~9年		10~14年		15~19年		20~24年		25年以上		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	57	100.0	50	87.7	4	7.0	1	1.8	0	0.0	1	1.8	0	0.0	1	1.8
都道府県	29	100.0	26	89.7	1	3.4	0	0.0	0	0.0	1	3.4	0	0.0	1	3.4
市	19	100.0	15	78.9	3	15.8	1	5.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
指定都市	9	100.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表17 設置主体別社会福祉主事の勤務形態

	全体		常勤		他職との兼務		非常勤		その他		N.A.	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全体	57	100.0	34	59.6	20	35.1	1	1.8	1	1.8	1	1.8
都道府県	29	100.0	19	65.5	7	24.1	1	3.4	1	3.4	1	3.4
市	19	100.0	11	57.9	8	42.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
指定都市	9	100.0	4	44.4	5	55.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表18 設置主体別家庭相談員の労働時間

	a	b	c	d	d/c×100
	規定の労働時間	タイムスタディ 実施日労働時間	実労働時間	ケース業務 時間	ケース業務の 割合(%)
全体	7.8	8.0	7.1	4.6	65.6
都道府県	7.8	8.2	7.3	4.8	66.2
市	7.9	8.0	7.0	4.5	63.7
指定都市	7.4	7.6	6.6	4.6	68.9

表19 設置主体別家庭相談員の実労働時間における業務の種類別割合 (%)

	全体	都道府県	市	指定都市
A.相談・面接	22.0	22.1	21.9	21.6
B.電話1	7.0	4.4	7.7	12.7
C.出張1	7.2	10.4	6.2	0.9
D.協議1	9.7	8.8	9.1	14.3
E.立案・記録1	19.6	20.5	18.8	19.5
F.電話2	1.9	1.7	2.3	1.7
G.出張2	1.7	2.7	0.8	1.2
H.協議2	2.1	2.9	1.3	2.0
I.立案・記録2	7.5	7.9	6.7	8.3
J.整理・清掃	2.6	2.5	2.7	2.5
K.家児相業務	7.8	7.1	7.9	9.8
M.家児相外業務	9.0	7.0	12.7	5.0
N.その他	1.8	2.1	2.0	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

柏女他：家庭児童相談室専門職員の執務分析

表20 設置主体別家庭相談員の業務種類別AM・PMの割合(%)

業務の種類	全体		都道府県		市		指定都市	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
A.相談・面接	44.4	55.6	41.2	58.8	45.1	54.9	52.2	47.8
B.電話1	49.0	51.0	35.6	64.4	62.9	37.1	39.4	60.6
C.出張1	41.4	58.6	42.1	57.9	41.0	59.0	22.2	77.8
D.協議1	50.0	50.0	54.4	45.6	53.8	46.2	35.1	64.9
E.立案・記録1	48.6	51.4	52.9	47.1	50.6	49.4	30.2	69.8
F.電話2	56.3	43.7	51.9	48.1	61.5	38.5	50.0	50.0
G.出張2	31.4	68.6	17.9	82.1	45.5	54.5	100.0	0.0
H.協議2	52.7	47.3	47.2	52.8	80.6	19.4	28.6	71.4
I.立案・記録2	41.7	58.3	50.4	49.6	31.1	68.9	40.7	59.3
K.家児相業務	56.8	43.2	61.8	38.2	48.0	52.0	65.7	34.3
M.家児相外業務	42.0	58.0	31.2	68.8	44.2	55.8	71.2	28.8

業務内容

<ケースに関する業務>

A 相談・面接
B 電話1
C 出張1
D 協議1
E 立案・記録・読みとり1

<ケース以外に関する業務>

F 電話2
G 出張2
H 協議2
I 立案・記録・読みとり2
J 整理・清掃・片づけ
K 上記以外の家児相業務
L 食事・休憩
M 家児相以外の業務
N その他

表21 設置主体別家庭相談員の時間別業務内容 上位2位

設置主体		9時台		10時台		11時台		12時台		13時台		14時台		15時台		16時台	
		業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%
全体	1位	E	24.5	A	32.8	A	22.5	L	84.8	A	26.0	A	28.4	A	21.1	E	15.1
	2位	D	13.6	E	16.3	E	19.8	A	5.1	E	21.2	E	18.3	E	19.5	I	12.1
都道府県	1位	E	33.1	A	33.8	A	26.4	L	83.1	A	30.7	A	36.4	E	18.9	E	14.7
	2位	D	17.6	E	19.4	E	18.1	D	4.8	E	21.7	E	17.4	A	18.0	I	14.4
市	1位	E	20.1	A	33.6	E	23.3	L	86.3	E	22.8	A	27.0	A	24.3	A	17.0
	2位	B	14.6	E	13.2	A	19.9	A	5.4	A	21.8	M	20.8	E	18.6	E	16.0
指定都市	1位	A	21.2	A	28.2	A	18.6	L	85.3	A	24.4	E	38.5	E	23.1	A・I	20.2
	2位	I	14.2	K	20.5	K	16.7	A	9.0	E	16.0	B	19.2	A	21.2	D	18.2

表22 設置主体別家庭相談員のケース業務の割合(ケース業務時間/実労働時間)分布

	全体		なし		1~9%		10~19%		20~29%		30~39%		40~49%		50~59%		60~69%		70~79%		80~89%		90%以上		最小値	最高値
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%
全体	82	100.0	4	4.9	1	1.2	2	2.4	3	3.7	1	1.2	8	9.8	7	8.5	11	13.4	17	20.7	17	20.7	11	13.4	0.0	100.0
都道府県	35	100.0	2	5.7	1	2.9	0	0.0	3	8.6	0	0.0	1	2.9	3	8.6	4	11.4	9	25.7	6	17.1	6	17.1	0.0	100.0
市	34	100.0	2	5.9	0	0.0	1	2.9	0	0.0	1	2.9	5	14.7	3	8.8	6	17.6	6	17.6	7	20.6	3	8.8	0.0	100.0
指定都市	13	100.0	0	0.0	0	0.0	1	7.7	0	0.0	0	0.0	2	15.4	1	7.7	1	7.7	2	15.4	4	30.8	2	15.4	11.0	100.0

表23 設置主体別家庭相談員のA.相談・面接の割合(業務時間/ケース業務時間)分布

	全体		なし		1~9%		10~19%		20~29%		30~39%		40~49%		50~59%		60~69%		70~79%		80%以上		最小値	最高値	平均値
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%	%
全体	82	100.0	17	20.7	3	3.7	9	11.0	10	12.2	14	17.1	14	17.1	7	8.5	4	4.9	1	1.2	3	3.7	0.0	100.0	31.1
都道府県	35	100.0	10	28.6	1	2.9	1	2.9	5	14.3	4	11.4	7	20.0	3	8.6	3	8.6	1	2.9	0	0.0	0.0	70.5	29.6
市	34	100.0	6	17.6	1	2.9	5	14.7	4	11.8	7	20.6	6	17.6	3	8.8	0	0.0	0	0.0	2	5.9	0.0	95.7	31.1
指定都市	13	100.0	1	7.7	1	7.7	3	23.1	1	7.7	3	23.1	1	7.7	1	7.7	1	7.7	0	0.0	1	7.7	0.0	100.0	35.4

表24 設置主体別家庭相談員のB.電話1の割合(業務時間/ケース業務時間)分布

	全体		なし		1~9%		10~19%		20~29%		30~39%		40~49%		50~59%		60~69%		70~79%		80%以上		最小値	最高値	平均値
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%	%
全体	82	100.0	31	37.8	14	17.1	21	25.6	8	9.8	3	3.7	2	2.4	1	1.2	1	1.2	0	0.0	1	1.2	0.0	100.0	11.9
都道府県	35	100.0	20	57.1	5	14.3	5	14.3	2	5.7	1	2.9	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0.0	100.0	9.4
市	34	100.0	8	23.5	6	17.6	13	38.2	5	14.7	1	2.9	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0.0	62.5	12.8
指定都市	13	100.0	3	23.1	3	23.1	3	23.1	1	7.7	1	7.7	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	49.3	16.5

表25 設置主体別家庭相談員のC.出張1の割合(業務時間/ケース業務時間)分布

	全体		なし		1~9%		10~19%		20~29%		30~39%		40%以上		最小値	最高値	平均値
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%	%
全体	82	100.0	44	53.7	5	6.1	17	20.7	10	12.2	4	4.9	2	2.4	0.0	43.2	9.3
都道府県	35	100.0	17	48.6	0	0.0	6	17.1	6	17.1	4	11.4	2	5.7	0.0	43.3	13.2
市	34	100.0	16	47.1	4	11.8	10	29.4	4	11.8	0	0.0	0	0.0	0.0	27.3	8.4
指定都市	13	100.0	11	84.6	1	7.7	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	10.6	1.0

表26 設置主体別家庭相談員のD.協議1の割合(業務時間/ケース業務時間)分布

	全体		なし		1~9%		10~19%		20~29%		30~39%		40%以上		最小値	最高値	平均値
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%	%
全体	82	100.0	30	36.6	11	13.4	18	22.0	14	17.1	2	2.4	7	8.5	0.0	78.4	13.4
都道府県	35	100.0	14	40.0	7	20.0	7	20.0	4	11.4	1	2.9	2	5.7	0.0	48.7	11.0
市	34	100.0	12	35.3	2	5.9	9	26.5	9	26.5	0	0.0	2	5.9	0.0	42.5	12.8
指定都市	13	100.0	4	30.8	2	15.4	2	15.4	1	7.7	1	7.7	3	23.1	0.0	78.4	21.1

表27 設置主体別家庭相談員のE.立案・記録・読みとり1の割合(業務時間/ケース業務時間)分布

	全体		なし		1~9%		10~19%		20~29%		30~39%		40%以上		50~59%	60~69%	70~79%	80%以上	最小値	最高値	平均値				
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%				
全体	82	100.0	10	12.2	6	7.3	16	19.5	14	17.1	13	15.9	6	7.3	10	12.2	2	2.4	1	1.2	4	4.9	0.0	100.0	29.4
都道府県	35	100.0	5	14.3	3	8.6	7	20.0	5	14.3	4	11.4	2	5.7	5	14.3	0	0.0	0	0.0	4	11.4	0.0	100.0	31.1
市	34	100.0	4	11.8	1	2.9	8	23.5	6	17.6	5	14.7	4	11.8	3	8.8	2	5.9	1	2.9	0	0.0	0.0	70.9	28.9
指定都市	13	100.0	1	7.7	2	15.4	1	7.7	3	23.1	4	30.8	0	0.0	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	57.9	26.0

表28 設置主体別社会福祉主事の労働時間

	a 規定の労働時間	b タイムスタディ 実施日労働時間	c 実労働時間	d ケース業務 時間	d/c×100 ケース業務の 割合(%)
全体	8.6	9.1	8.2	1.6	19.2
都道府県	8.7	9.1	8.1	2.1	25.8
市	8.6	9.2	8.2	1.0	11.9
指定都市	8.5	9.1	8.1	1.1	13.6

表29 設置主体別社会福祉主事の実労働時間における業務の種類別割合(%)

	全体	都道府県	市	指定都市
A.相談・面接	4.3	5.2	3.3	3.5
B.電話1	2.0	2.7	1.0	1.8
C.出張1	2.7	3.7	2.1	0.8
D.協議1	4.8	5.5	4.0	4.3
E.立案・記録1	5.4	8.7	1.6	3.1
F.電話2	1.8	2.3	0.6	2.7
G.出張2	0.4	0.5	0.5	0.0
H.協議2	3.3	2.0	5.0	3.9
I.立案・記録2	8.7	9.9	10.4	1.1
J.整理・清掃	1.3	1.2	1.5	1.1
K.家児相業務	4.4	2.7	9.1	0.0
M.家児相外業務	52.6	51.4	50.1	62.0
N.その他	8.3	4.3	10.9	15.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

表30 設置主体別社会福祉主事の業務種類別AM・PMの割合(%)

業務の種類	全体		都道府県		市		指定都市	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
A.相談・面接	52.7	47.3	59.2	40.8	32.8	67.2	61.3	38.7
B.電話1	65.5	34.5	61.8	38.2	77.8	22.2	68.8	31.3
C.出張1	34.9	65.1	39.0	61.0	30.0	70.0	0.0	100.0
D.協議1	40.7	59.3	50.6	49.4	39.2	60.8	2.6	97.4
E.立案・記録1	34.8	65.2	37.8	62.2	20.7	79.3	22.2	77.8
F.電話2	54.5	45.5	60.9	39.1	45.5	54.5	41.7	58.3
G.出張2	41.7	58.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
H.協議2	56.2	43.8	45.6	54.4	53.2	46.8	82.4	17.6
I.立案・記録2	32.7	67.3	27.9	72.1	41.5	58.5	0.0	100.0
K.家児相業務	59.8	40.2	74.0	26.0	53.3	46.7	0.0	0.0
M.家児相外業務	43.4	56.6	43.7	56.3	42.8	57.2	43.8	56.3

業務内容	
<ケースに関する業務>	
A	相談・面接
B	電話1
C	出張1
D	協議1
E	立案・記録・読みとり1
<ケース以外に関する業務>	
F	電話2
G	出張2
H	協議2
I	立案・記録・読みとり2
J	整理・清掃・片づけ
K	上記以外の家児相業務
L	食事・休憩
M	家児相以外の業務
N	その他

表31 設置主体別社会福祉主事の時間帯別業務内容 上位2位

設置主体		9時台		10時台		11時台		12時台		13時台		14時台		15時台		16時台	
		業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%	業務	%
全体	1位	M	53.2	M	49.3	M	53.5	L	62.3	M	54.7	M	52.3	M	49.4	M	52.3
	2位	N	8.1	A	9.5	N	12.7	M	5.3	I	12.7	N	9.5	I	11.1	I	9.4
都道府県	1位	M	49.7	M	47.7	M	55.2	L	87.9	M	50.3	M	54.3	M	44.5	M	52.9
	2位	D・E	10.8	A	12.1	N	8.6	M	7.8	I	21.6	E	13.2	E	13.5	C	7.2
市	1位	M	52.6	M	43.9	M	50.9	L	94.7	M	53.5	M	46.9	M	50.9	M	50.4
	2位	K・N	10.5	HKLN	10.5	N	14.0	M	2.2	K・N	10.5	A・N	10.5	I	14.9	I	17.5
指定都市	1位	M	65.7	M	65.7	M	53.7	L	84.3	M	71.3	M	57.4	M	62.0	M	54.6
	2位	N	17.6	H	15.7	N	23.1	N	11.1	L	11.1	N	26.9	N	11.1	A・N	11.1

柏女他：家庭児童相談室専門職員の執務分析

表32 設置主体別相談種別ケース業務時間の割合 (%)

	全体	都道府県	市	指定都市
a. 養護相談	10.3	10.2	6.7	19.9
b. 虐待・放任・放置	15.2	11.2	19.7	17.6
c. 障害に関する相談	18.0	25.8	9.3	13.9
d. 非行に関する相談	6.4	4.7	10.2	2.4
e. 不登校・ひきこもり	15.6	12.1	19.5	17.5
f. しつけ・教育等	8.8	11.1	8.1	3.1
g. 子育てに関する相談	9.0	9.5	10.7	3.2
h. 生活環境上の相談	11.3	10.1	11.9	13.5
i. その他	5.3	5.4	3.8	8.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

表33 職種・設置主体別相談種別ケース業務時間の割合 (%)

	全 体			都道府県			市			指定都市		
	全体	家 庭 相談員	社会福 社主事									
a. 養護相談	10.3	10.6	9.5	10.2	10.2	10.1	6.7	7.7	1.3	19.9	18.6	27.7
b. 虐待・放任・放置	15.2	14.0	20.1	11.2	9.3	16.4	19.7	17.4	32.4	17.6	18.9	10.1
c. 障害に関する相談	18.0	18.9	14.8	25.8	28.6	17.9	9.3	8.6	13.2	13.9	16.2	0.0
d. 非行に関する相談	6.4	6.4	6.3	4.7	5.6	2.5	10.2	8.9	17.3	2.4	2.8	0.0
e. 不登校・ひきこもり	15.6	18.8	3.3	12.1	14.7	4.8	19.5	22.9	0.9	17.5	20.4	0.0
f. しつけ・教育等	8.8	9.7	5.5	11.1	13.3	4.7	8.1	7.9	9.4	3.1	3.6	0.0
g. 子育てに関する相談	9.0	10.0	5.1	9.5	11.5	3.8	10.7	11.6	5.7	3.2	1.8	11.8
h. 生活環境上の相談	11.3	7.5	26.0	10.1	3.0	30.0	11.9	11.4	15.1	13.5	10.8	30.3
i. その他	5.3	4.2	9.4	5.4	3.8	9.7	3.8	3.6	4.7	8.8	6.9	20.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表34 設置主体別家庭相談員の相談種別業務ウェイト (%)

<全体>							<都道府県>						
	A.相談 ・面接	B. 電話1	C. 出張1	D. 協議1	E.立案 ・記録1	計		A.相談 ・面接	B. 電話1	C. 出張1	D. 協議1	E.立案 ・記録1	計
a. 養護相談	38.7	19.5	7.6	12.7	21.6	100.0	a. 養護相談	35.3	11.1	15.5	7.2	30.9	100.0
b. 虐待・放任・放置	24.2	8.6	11.4	24.7	31.2	100.0	b. 虐待・放任・放置	23.8	6.3	14.3	30.2	25.4	100.0
c. 障害に関する相談	32.0	6.9	17.0	10.4	33.7	100.0	c. 障害に関する相談	32.2	4.7	18.8	11.9	32.4	100.0
d. 非行に関する相談	31.6	13.5	5.2	16.0	33.7	100.0	d. 非行に関する相談	36.3	7.1	8.0	10.6	38.1	100.0
e. 不登校・ひきこもり	38.6	7.0	12.1	12.9	29.4	100.0	e. 不登校・ひきこもり	34.2	1.7	18.1	16.8	29.2	100.0
f. しつけ・教育等	43.4	4.8	13.6	11.5	26.6	100.0	f. しつけ・教育等	42.8	2.2	11.4	12.2	31.4	100.0
g. 子育てに関する相談	37.7	9.8	11.8	8.5	32.1	100.0	g. 子育てに関する相談	30.3	12.8	19.7	11.1	26.1	100.0
h. 生活環境上の相談	23.0	30.4	0.6	15.2	30.7	100.0	h. 生活環境上の相談	26.2	26.2	3.3	8.2	36.1	100.0
i. その他	25.4	4.2	7.9	31.7	30.7	100.0	i. その他	36.4	10.4	10.4	3.9	39.0	100.0

<市>							<指定都市>						
	A.相談 ・面接	B. 電話1	C. 出張1	D. 協議1	E.立案 ・記録1	計		A.相談 ・面接	B. 電話1	C. 出張1	D. 協議1	E.立案 ・記録1	計
a. 養護相談	28.6	24.8	3.0	21.8	21.8	100.0	a. 養護相談	54.1	27.1	0.0	12.0	6.8	100.0
b. 虐待・放任・放置	27.4	6.6	14.6	18.2	33.2	100.0	b. 虐待・放任・放置	17.8	15.9	0.0	31.5	34.8	100.0
c. 障害に関する相談	31.1	13.4	22.1	4.0	29.4	100.0	c. 障害に関する相談	31.9	9.5	1.7	11.2	45.7	100.0
d. 非行に関する相談	32.3	11.6	3.9	17.4	34.8	100.0	d. 非行に関する相談	0.0	65.0	0.0	35.0	0.0	100.0
e. 不登校・ひきこもり	46.1	10.1	12.1	5.0	26.7	100.0	e. 不登校・ひきこもり	27.1	9.2	0.0	26.4	37.3	100.0
f. しつけ・教育等	40.1	8.8	20.4	12.4	18.2	100.0	f. しつけ・教育等	67.3	11.5	0.0	0.0	21.2	100.0
g. 子育てに関する相談	48.3	7.0	3.5	6.0	35.3	100.0	g. 子育てに関する相談	7.7	0.0	0.0	0.0	92.3	100.0
h. 生活環境上の相談	18.8	26.4	0.0	22.3	32.5	100.0	h. 生活環境上の相談	31.2	44.2	0.0	2.6	22.1	100.0
i. その他	17.5	0.0	0.0	44.4	38.1	100.0	i. その他	18.4	0.0	14.3	59.2	8.2	100.0

表35 相談種別相談実・延件数1件あたりのケースに関する業務時間

	タイムスタディ調査日のケース業務延べ時間	平成10年11月の相談種別業務時間(Z)	1件あたりのケースに関する業務時間	
			相談実件数(Z/X)	相談延件数(Z/Y)
a. 養護相談	48.7	925.3	4.0	1.3
b. 虐待・放任・放置	71.7	1362.3	9.8	2.4
c. 障害に関する相談	84.9	1613.1	3.8	2.2
d. 非行に関する相談	30.1	572.1	7.4	3.0
e. 不登校・ひきこもり	73.3	1392.7	6.4	2.2
f. しつけ・教育等	41.5	788.5	3.7	1.5
g. 子育てに関する相談	42.3	803.7	3.1	1.3
h. 生活環境上の相談	53.2	1010.2	4.2	1.7
i. その他	24.9	473.8	2.5	1.5

表36 平成10年11月の相談種別相談実・延件数(再掲)

	相談実件数(X)	相談延件数(Y)
a. 養護相談	233	710
b. 虐待・放任・放置	139	558
c. 障害に関する相談	422	727
d. 非行に関する相談	77	188
e. 不登校・ひきこもり	218	620
f. しつけ・教育等	216	534
g. 子育てに関する相談	263	598
h. 生活環境上の相談	238	602
i. その他	189	326
合計	1995	4863

表37 職種・相談種別相談実件数1件あたりのケースに関する業務時間

	業務時間			割合(%)	
	合計	家庭相談員	社会福祉主事	家庭相談員	社会福祉主事
a. 養護相談	4.0	3.2	0.8	80.0	20.0
b. 虐待・放任・放置	9.8	7.1	2.7	72.4	27.6
c. 障害に関する相談	3.8	3.2	0.6	84.2	15.8
d. 非行に関する相談	7.4	5.9	1.5	79.7	20.3
e. 不登校・ひきこもり	6.4	6.1	0.3	95.3	4.7
f. しつけ・教育等	3.7	3.2	0.5	86.5	13.5
g. 子育てに関する相談	3.1	2.7	0.4	87.1	12.9
h. 生活環境上の相談	4.2	2.2	2.0	52.4	47.6
i. その他	2.5	1.6	0.9	64.0	36.0

「家庭児童相談室専門職員の執務分析調査」調査票記入要領

【1】調査の主旨

家庭児童相談室の相談内容の状況、家庭児童相談室で勤務している家庭相談員や社会福祉主事の執務の実態等を全国的レベルで把握することにより、昨年度実施した『家庭児童相談室の運営実態調査』の結果と併せ、家庭児童相談室を含む児童家庭相談援助システムのあり方の検討を行うことを目的としています。

【2】調査票の構成

お願いする調査は以下の3種類となっています。

- A「相談件数調査」（記入者は原則として家庭児童相談室担当の社会福祉主事）
- B「対象者調査」（記入者は原則として家庭児童相談室担当の社会福祉主事）
- C「タイムスタディ調査」（タイムスタディの記入者は対象家庭相談員及び家庭児童相談室担当の社会福祉主事）

【3】調査の留意事項及び調査票記入要領

A「相談件数調査」

（1）調査の概要

この調査は、C「タイムスタディ調査」の基礎となる相談件数等について記入していただくものです。この調査は、①貴家庭児童相談室の平成9年度の相談内容別相談件数、②貴家庭児童相談室の平成10年11月の相談内容別相談件数、③貴家庭児童相談室の平成10年11月の相談種別相談件数（この調査研究のために用意した相談分類に基づく相談件数）に関する調べから構成されております。

なお、この調査の記入は原則として家庭児童相談室担当の社会福祉主事をお願いいたします。

（2）調査の記入方法

①及び②に関しては、『社会福祉行政業務報告』用に集計されておられる相談件数について、貴家庭児童相談室における各々の期間（①平成9年度〈様式1〉及び②平成10年11月〈様式2〉）毎に記載してください。

③に関しては、今回の調査研究のために別途作成した相談分類〈様式3〉に基づいて、あらたに1ヶ月間の相談件数調べを行っていただくものです。相談分類については、〈様式3〉の9分類を用いて、各々、相談実件数、相談延件数をご記入ください。③に関する相談件数調べは、C「タイムスタディ調査」に基づいて家庭児童相談室の業務を詳細に分析するための基礎的なデータとして特に重要でありますので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

B 「対象者調査」

この調査は、C「タイムスタディ調査」の対象者について、ご記入いただくものです。対象者は貴家庭児童相談室に属するⅠ「非常勤の家庭相談員」及びⅡ「家庭相談室担当の社会福祉主事」各1名とし、対象者の選出については各相談室にお任せいたします。また、「非常勤の家庭相談員」がいない場合に限り、常勤の家庭相談員をⅠの対象者として選出してください。

この基準で選出されたⅠ「非常勤の家庭相談員」及びⅡ「家庭児童相談室担当の社会福祉主事」の属性等に関して、(1)性別、(2)年齢、(3)現職の経験年数、(4)勤務形態等の4つについてご記入ください。

なお、この調査の記入は、原則として「家庭児童相談室担当の社会福祉主事」をお願いいたします。

C 「タイムスタディ調査」

(1) 調査の概要

この調査は、家庭相談員及び家庭児童相談室担当の社会福祉主事の計2名について、通常勤務を行っている平日の1日、どのような仕事をどの位の時間行ったのかを調べる調査(タイムスタディ調査)です。

(2) 調査を実施する日

タイムスタディ調査を実施する日は、以下の要件を満たす日にしてください。

- ① 11月16日(月)～20日(金)の1日としてください。それが無理な場合、11月24日(火)以降11月30日(月)までの平日の1日にしてください。
- ② 会議や特別の行事(グループ指導を含む)などの日程が組まれていない日を選んでください。
- ③ 調査対象となる2名が同一の日に実施してください。

(3) 記入用紙の種類

ご記入いただく用紙は、Ⅰ「非常勤の家庭相談員」の方については緑色のタイムスタディ記録用紙<様式4>、Ⅱ「家庭児童相談室担当の社会福祉主事」については青色のタイムスタディ記録用紙<様式5>を用い、それぞれの用紙に調査対象者本人が記入してください。

(4) 調査の記入方法

この調査は、記入例を参考に以下の要領に基づいてご記入ください。すなわち、調査対象者の業務について、1.業務内容、2.相談種別、3.要した時間という3つの基準で職務を分析します。それぞれの内容については、以下の通りです。

なお、タイムスタディ当日の正規の勤務開始時刻及び勤務終了時刻に朱線を引いてください。また、記入上の正確さを図るため、タイムスタディ記録用紙への記入はおおむね1時間以内ごとに行っていただくようお願い申し上げます。

1. 業務内容

業務内容については、まず大きく「ケースに関する業務」「ケース以外に関する業務」「その他」の3種類に分かれます。さらに、業務内容をもとにA～Nまで分類し

ています。この分類に基づいて、<様式4>又は<様式5>の**1.業務**の欄に、A～Nという英大文字で記載してください。

<ケースに関する業務>

- A. 相談・面接：関係者、関係機関等に対する相談・面接、情報収集を含む
- B. 電話1：電話相談、ケースに関する電話連絡
- C. 出張1：ケースに関する出張
- D. 協議1：ケースに関する協議、打合せ、話し合い
- E. 立案・記録・読みとり1：ケースに関する業務の立案、文書記録、文書・資料・文献等の読みとり

<ケース以外に関する業務>

- F. 電話2：電話1に挙げた業務以外の電話連絡
- G. 出張2：出張1に挙げた業務以外の出張
- H. 協議2：協議1に挙げた業務以外の協議
- I. 立案・記録・読みとり2：立案・記録・読みとり1に挙げた業務以外の立案、文書記録文書・資料・文献等の読みとり
- J. 整理・清掃・片づけ
- K. 上記に入らない家庭児童相談室業務
- L. 食事・休憩
- M. 家庭児童相談室以外の業務

<その他>

- N. その他（上記のいずれにも該当しないもの）

2. 相談種別.

相談種別に関しては、1. 業務内容の<ケースに関する業務>（A～E）に該当するものについてのみ、以下の分類に基づいて、<様式4>又は<様式5>の**2.相談**の欄に、a～iという英小文字で記載してください。

- a. 養護相談（b.を除く）
- b. 虐待・放任・放置に関する相談
- c. 障害に関する相談
- d. 非行に関する相談
- e. 不登校・ひきこもりに関する相談
- f. しつけ・教育等に関する相談
- g. 子育てに関する相談（子育て不安・就労との両立等）
- h. 経済的問題など生活環境上の相談
- i. その他

3. 要した時間

要した時間に関しては、各業務ごとに<様式4>又は<様式5>の 3.時間 の欄に5分単位でチェックしてください。5分以内に2種類以上の業務を行った場合は、主たる業務を記入してください。

調査の内容は以上のとおりです。ご記入いただきました記入用紙は以下の①～④の4つをまとめて、同封致しました返信用封筒に入れご投函ください。

- A. 「相談件数調査票」(白色) ……①
- B. 「対象者調査票」(白色) ……②
- C. 「タイムスタディ調査」(緑…③・青…④)

大変なお手数を煩わせますが、ご協力に深く感謝申し上げます。

家庭児童相談室専門職員の執務分析調査

A. 相談件数調査

記号 ()

①貴家庭児童相談室の平成9年度の相談内容別相談件数 <様式1>

		相談件数			相談件数
1. 性格・生活習慣等			7. 家族関係		
2. 知能・言語			8. 環境福祉		
学 校 生 活 等	3. 人間関係		9. 心身障害		
	4. 登校拒否		10. その他		
	5. その他		11. 合 計		
6. 非行					

②貴家庭児童相談室の平成10年11月の相談内容別相談件数 <様式2>

		相談件数			相談件数
1. 性格・生活習慣等			7. 家族関係		
2. 知能・言語			8. 環境福祉		
学 校 生 活 等	3. 人間関係		9. 心身障害		
	4. 登校拒否		10. その他		
	5. その他		11. 合 計		
6. 非行					

③貴家庭児童相談室の平成10年11月の相談種別相談件数 <様式3>

相 談 種 別	相談実件数	相談延件数
a. 養護相談 (b. を除く)		
b. 虐待・放任・放置に関する相談		
c. 障害に関する相談		
d. 非行に関する相談		
e. 不登校・ひきこもりに関する相談		
f. しつけ・教育等に関する相談		
g. 子育てに関する相談 (子育て不安・就労との両立等)		
h. 経済的問題など生活環境上の相談		
i. その他		
合 計		

家庭児童相談室専門職員の執務分析調査

B. 対象者調査

記号 ()

I 非常勤の家庭相談員

(1) 性別

1. 男 2. 女

(2) 年齢

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代
5. 60歳代 6. 70歳以上

(3) 現職の経験年数

1. 5年未満 2. 5年以上10年未満
3. 10年以上15年未満 4. 15年以上20年未満
5. 20年以上25年未満 6. 25年以上

(4) 勤務形態等

①勤務形態

1. 常勤
2. 常勤であるが他職との兼務
3. 非常勤
4. その他

②任用の資格

1. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
2. 医師
3. 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
4. 前1.～3.に準ずる者であって家庭相談員としての必要な学識経験を有する者

③家庭相談員が有する主な資格等 (いくつでも)

1. 教諭
2. 保母
3. 社会福祉士
4. 臨床心理士
5. 社会福祉主事
6. 主任児童委員
7. その他
8. 特になし

II 家庭児童相談室担当の社会福祉主事

(1) 性別

1. 男
2. 女

(2) 年齢

1. 20歳代
2. 30歳代
3. 40歳代
4. 50歳代
5. 60歳代
6. 70歳以上

(3) 現職の経験年数

1. 5年未満
2. 5年以上10年未満
3. 10年以上15年未満
4. 15年以上20年未満
5. 20年以上25年未満
6. 25年以上

(4) 勤務形態

1. 常勤
2. 常勤であるが他職との兼務
3. 非常勤
4. その他

家庭児童相談室専門職員の執務分析調査
C. タイムスタディ調査

記号 ()
実施日 平成 10 年 月 日

社会福祉主事のタイムスタディ記録用紙<様式5>

	7:00					8					9					10					11																
	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	
1. 業務																																					
2. 相談																																					
3. 時間																																					
	11:00					12					13					14					15																
1. 業務																																					
2. 相談																																					
3. 時間																																					
	15:00					16					17					18					19																
1. 業務																																					
2. 相談																																					
3. 時間																																					
	19:00					20					21					22					23																
1. 業務																																					
2. 相談																																					
3. 時間																																					

<凡例>

1. 業務について

<ケースに関する業務>

- A. 相談・面接
- B. 電話1：電話相談、ケースに関する電話連絡
- C. 出張1：ケースに関する出張
- D. 協議1：ケースに関する協議、打合せ、話し合い
- E. 立案・記録・読みとり1：ケースに関する業務の立案、文書記録、文書・資料・文献等の読みとり

<ケース以外に関する業務>

- F. 電話2：電話1に挙げた業務以外の電話連絡
- G. 出張2：出張1に挙げた業務以外の出張
- H. 協議2：協議1に挙げた業務以外の協議
- I. 立案・記録・読みとり2：立案・記録・読みとり1に挙げた業務以外の立案、文書記録、文書・資料・文献等の読みとり
- J. 整理・清掃・片づけ
- K. 上記に入らない家庭児童相談室業務
- L. 食事・休憩
- M. 家庭児童相談室以外の業務

<その他>

- N. その他（上記のいずれにも該当しないもの）

2. 相談種別について

- a. 養護相談（b. を除く）
- b. 虐待・放任・放置に関する相談
- c. 障害に関する相談
- d. 非行に関する相談
- e. 不登校・ひきこもりに関する相談
- f. しつけ・教育等に関する相談
- g. 子育てに関する相談
（子育て不安・就労との両立等）
- h. 経済的問題など生活環境上の相談
- i. その他

